

**K O B E シニア元気ポイント活用支援等業務委託
実施要領（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

K O B E シニア元気ポイント活用支援等業務委託

2 業務内容に関する事項

（１）事業目的と概要

- ・「K O B E シニア元気ポイント」事業は、神戸市内にお住いの 65 歳以上の活動登録者が、特別養護老人ホームなどの介護保険施設・事業所や認定こども園・保育所・児童館などのこども施設・障害者施設などで対象となる活動を行った場合に、ポイントの交付を受け、貯まったポイントを換金できる事業である。
- ・新たな高齢者の担い手の増加と地域の支え合い活動の機運を高めていくため、地域活動などの担い手不足の解消を目指すとともに、高齢者の外出の機会の増加や社会参加の促進を図り、高齢者自身が社会的役割を持つことで生きがいや介護予防につなげることを目的としており、令和 7 年度中に活動登録者を約 10,000 人とすることを目標としている（令和 7 年 3 月時点で 3,731 名）
- ・活動登録者等を増加させるため、幅広く効果的に情報発信を行い、活動登録者募集・活動受け入れ施設募集等への広報をするとともに、活動対象者・施設担当者への案内や説明、活動するイベントの調整や問い合わせ対応を行う事務局運営を行う。

（２）業務内容

別紙-「仕様書」のとおり

（３）委託金額（契約上限額）

金 29,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・委託料の金額については、委託費 22,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、ポイント交換額 7,200,000 円（振込手数料込）を想定として概算払いにてまとめて支払う。

※ポイント交換に関しては、実績に応じてデータの提出とあわせて精算するものとし、受託者の請求に基づき必要に応じて不足分を追加で支払うものとする。

（４）契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 契約に関する事項

（１）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

（２）委託料の支払い

委託料は原則、想定されるポイント交換に係る費用の割合（口座振込手数料含む）をあらかじめ含めて受託者の請求に基づき概算払いし、年度末に受託者より精算書として提出後、市で審査の上精算する。

また、委託料の金額（ポイント交換額を除く）については、22,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

（３）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (2) 代表及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (4) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。
- (7) 直近1年間の所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税などを滞納している団体または代表者がこれらの税金を滞納している団体でないこと。
- (8) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (9) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (10) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (11) 共同企業体による応募の場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(10)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。これを確認するために、後日全構成員の共同企業体結成同意書（様式6号）を提出すること。

5 スケジュール

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の交付） | 令和7年5月12日(月) |
| (2) 参加表明書の提出期限 | 令和7年5月26日(月)17時必着 |
| (3) 質問の提出期限 | 令和7年5月30日(金)17時必着 |
| (4) 質問に対する回答 | 令和7年6月4日(水)までを予定 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和7年6月23日(月)15時必着 |
| (6) 企画提案審査会（プレゼンテーション） | 令和7年6月25・26日(予定) |
| (7) 選定結果通知 | 令和7年6月下旬 |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和7年7月1日(予定) |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

ア 参加申請期限

令和7年5月26日(月) 17時必着

イ 提出書類

参加表明書（様式1）

※共同企業体の場合は、代表者が提出すること。

ウ 提出方法

本要領「9. 問い合わせ先」までEメールにより提出すること。

(2) 質問の受付

ア 質問受付期間

令和7年5月30日(金) 17時必着

イ 提出書類

質問票（様式2）

イ 提出方法

本要領「9. 問い合わせ先」までEメールにより提出すること。

ウ 回答方法

参加表明を行った者全員に対して、令和7年6月4日(水)以降

にEメールにより回答。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和7年6月23日(月) 15時必着

イ 提出書類

1. 企画提案書提出書(様式3)

2. 企画提案書

【任意様式(A4(縦横自由)、以下の項目については必ず盛り込むこと)】

① 本業務全体の事業計画(体制(再委託予定含む)、スケジュール)

登録人数についての具体的な数値目標と実現に向けた方策を明記すること

※業務の一部再委託を検討している場合は、その具体的な内容(どの業務をどの事業者、等)を本項目に明記すること。なお再委託については、神戸市の書面による事前承諾が必要である。

② 事務局運用についての提案

・事務局設置場所、対応日時等、問い合わせ窓口の設置場所、対応日時(設置する場合)(未定の場合は想定可)

・人員体制(スタッフ数各スタッフの担当業務分野、経歴・従事業務調書等)

・対応記録の作成・保管方法

③ 広報・周知についての提案

・本プロジェクトの広報計画(広報ツール、スケジュール、広報先等。ウェブサイト・SNS運用含む)

・ターゲットが65歳以上であることを踏まえた広報・周知についての提案・webによる登録やアプリダウンロード等、活動者や施設のweb活用に関する細やかなサポート方法

④ 類似業務実績(該当ある場合)

・契約名、発注元、契約金額、契約期間、業務概要等

3. 会社・団体概要

参加資格についての根拠として、登記簿謄本又は登記事項全部証明書等の写しを提出すること

4. 事業費見積書(積算含)

委託金額の見積書作成にあたっては、消費税及び地方消費税を含む額とし、ポイント交換額を7,200,000円と固定して作成を行うこと。

5. 電子契約システム利用確認書(様式4)

SMBCクラウドサイン株式会社が提供する電子契約サービスによる契約締結に応じる場合、提出すること。詳細は、以下参照。

市HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a32541/20220520_econtract.html

6. 共同企業体結成届出書(様式5)(該当ある場合)

7. 共同企業体結成同意書(様式6)(該当ある場合)

8. その他補足資料(任意、様式自由)

ウ 提出方法

「PDFデータ」にて本要領「9. 問い合わせ先」まで、Eメールにより提出すること。

7 選定に関する事項

(1) 審査方法

・選定委員会による選定基準にもとづいた審査・意見を受けて選定を行い、審査員の総評価点数が最も高い応募事業者を受託候補者として選定する。

・以下の日程にて、プレゼンテーションを行う。

(ア) 開催時期 令和7年6月25日(水)・26日(木)に、神戸市役所内にて実施予定

※実施日時は変更になることがある。

開催形式含め、応募者には別途連絡する。

- ・審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は 当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い者を受託候補者とする。
 - ①企画運営業務に関する提案内容」の合計点数、
 - ②「実施体制・実績」の合計点数、
 - ③「事業費」の合計点数
- ・評価点の合計が 5 割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。企画提案者が 1 者であっても同様の扱いとする。
- ・委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、企画提案審査会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

	評価項目			配点
1	実施内容	企画運営業務に関する提案内容	全般が、本業務の趣旨を理解した上で、独自の工夫を取り入れたものになっているか	15
			全般の工程やスケジュールが適切で、業務の目的を達成するにあたり効果的に設定されているか	15
			事務局運営及び数値目標は、業務の目的を達成するにあたり十分かつ適切か	15
			広報・周知に関する企画が適切かつ計画的で、業務の目的を達成するにあたり効果的に設定されているか	15
2	実施体制・実績	人員及び実績	管理責任者及び担当スタッフ配置が、業務の目的を達成するにあたり十分かつ適切か。また、十分な経験と実績を有しているか。	10
3	事業費	見積金額	委託経費(ポイント交換額を除く)に対し、提案者のうち最も低い見積り金額／当該提案者の提示する見積り金額) × 15 点 (小数点以下は切り捨て)	15
4	その他	地元企業に対する加点	神戸市内に 「本店」を有する場合：10 点、 「支店、営業所等」を置く場合：5 点	10
		社会貢献評価	応募者の男女共同参画の職場づくりに関する取り組み ※具体的な評価事項・内容は下記参照	5
				100 点

※社会貢献評価の評価事項・内容

評価項目	確認方法
・こうべ女性活躍推進企業認定制度 (ミモザ企業)	認定証の写し ※神戸市の HP にて公表
・えるぼし認定・プラチナえるぼし認定	えるぼし認定・プラチナえるぼし認定通知書 ※厚生労働省 HP にて公表
・くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定	くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定通知書 ※厚生労働省 HP にて公表
・ユースエール認定	ユースエール認定通知書

	※厚生労働省 HP にて公表
・ ひょうご女性の活躍企業表彰	表彰状の写し ※ひょうご女性の活躍推進会議の HP にて公表
・ 仕事と生活のバランス企業表彰	表彰状の写し ※ひょうご仕事と生活センターHP にて公表
・ 一般事業主行動計画	一般事業主行動計画策定（労働局の受付印のあるもの）の写し

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、文書で通知する。その際、通知内容は採用可否、並びに採用受託者及び各提案者の順位・点数とする。また、選考結果は本市ホームページにも掲載する。

８ その他

- （１）企画提案書等の作成、提出等に要する費用は、すべて提案者負担とする。
- （２）企画提案書等は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- （３）提出後の修正・変更・返却は受け付けない。
- （４）提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- （５）参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- （６）企画提案書の提出後に、提案審査会への応募を辞退する場合は、速やかに「応募辞退届（様式 7）」を本要領「９．問い合わせ先」まで、Eメールにより提出すること。

９．問い合わせ先

神戸市 地域協働局 地域活性課（社会貢献支援担当） 村田、山田

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 市役所 1 号館 23 階

電話：078-322-6491、E-mail メールアドレス：social-kobe@city.kobe.lg.jp